

# 「環境こだわり」家畜ふん堆肥活用推進事業実施要領

制定 令和元年7月1日付け滋畜第571号

最終改正 令和2年7月14日付け滋畜第575号

## 【目的】

第1条 この要領は、「環境こだわり」家畜ふん堆肥活用推進事業費補助金交付要綱の実施に関し必要な事項を定め、「環境こだわり」家畜ふん堆肥活用推進事業（以下「事業」という。）の円滑かつ適正な実施に資することを目的とする。

## 【事業の目的等】

第2条 この要領に基づく事業の目的および内容、事業実施主体および事業採択要件等は、次に定めるとおりとする。

事業の目的および内容	家畜ふん堆肥の供給者と需要者のマッチング、散布請負者の情報収集・発信など散布体制の整備を推進し、耕畜連携による家畜ふん堆肥を活用した環境こだわり農産物の生産拡大を図る。そのため、家畜ふん堆肥の散布を新規または拡大した場合、その経費の一部を補助する。
事業実施主体	(1) 農業協同組合および農業協同組合連合会 (2) 農業・畜産業を営む個人が構成員となっている団体であって、次に掲げる全ての要件に適合し、かつ、3戸以上の農業者で構成されるもの ① 農業・畜産業を営む個人が主たる構成員であること。 ② 団体の規約が次に掲げる事項の全てに該当していること。 ・組織の規約があり、代表の定めがあること ・年1回以上の決算報告がされ、代表者名義の通帳をもつこと (3) 農事組合法人や特定農業団体、土地改良区等で環境こだわり農産物の生産に取り組んでいる団体 (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第12条第1項の認定を受けた認定農業者および農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第76条の2に定める認定農業者に準ずる者 (5) 飼料生産作業の請負組織（コントラクター）

事業要件等	<p>(1) 補助対象経費</p> <p>補助の対象となる経費は次のとおりとする。なお、散布する家畜ふん堆肥は県内畜産農家由来のもののみを対象とする。</p> <p>①家畜ふん堆肥の散布に係る調整会議経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用料（会議室等）、通信費、印刷費、消耗品費を対象とする。</li> <li>・ 総事業費の10%以内とする。</li> </ul> <p>②家畜ふん堆肥・土壌分析経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する家畜ふん堆肥や家畜ふん堆肥を散布するほ場に係る土壌分析経費を対象とする。</li> </ul> <p>③家畜ふん堆肥散布経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜ふん堆肥の散布に係る散布委託費や家畜ふん堆肥散布用農業機械の借用や運搬、散布に係る経費を対象とし、家畜ふん堆肥代は対象外とする。</li> <li>・ 新規に家畜ふん堆肥を散布する、または前年度からの散布拡大に係る散布経費のみを対象とし、前年度散布面積分が経費に含まれている場合は、面積により経費を按分する。</li> </ul> <p>(2) 補助対象となるほ場</p> <p>知事の承認を受けた事業計画書に記された事業の着手から完了までの期間内に家畜ふん堆肥を散布したほ場を対象とし、以下のいずれかに該当することを要件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業実施年度に環境こだわり農産物を生産するほ場</li> <li>② 翌年度に環境こだわり農産物の生産に取り組むことが確実なほ場</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請時のほ場面積は水田水張面積（a）とする。</li> <li>・ 申請額が予算額を上回る場合の予算配分は以下のとおりとする。</li> </ul> <p>(1) 地域性を考慮し、申請があった各地域に少なくとも1者に対して予算を配分する（全体で1者しか予算の配分を行うことができない場合はこの限りではない）。</p> <p>(2) 同一地域内で複数の申請があった場合、家畜ふん堆肥散布面積を考慮し、家畜ふん堆肥散布面積の多いものから順に予算を配分する。</p> <p>(3) 補助金の上限額を予算内で調整する。</p>

【その他】

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。